

令和 5 年梅雨前線による大雨及び台風第 2 号に伴う災害 により被害を受けた農林漁業者への支援について

〔茨城県農林漁業災害対策特別措置条例の適用〕

令和 5 年梅雨前線による大雨及び台風第 2 号に伴う災害による農林水産業関係の被害が、大規模かつ複数の市町村において広域的に発生していることから、県農林漁業災害対策特別措置条例を適用することとし、指定災害として告示しました（[令和 5 年 6 月 22 日付け県報（リンク）](#)）。

この制度は、市町村からの申請に基づき、一定の要件（下記「被害農業地域の主な要件」参照）を満たす地域を被害地域として告示し、被害を受けた農業者等を支援するため、下記のとおり、病気まん延防止のための薬剤購入費に対する助成や、経営資金の借入に対する利子補給などの措置を実施するものです。

○茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく助成措置

（１）補助事業

被害農業地域等を有する市町村が補助対象農業者等に対して助成を行った場合、県は助成費用の一部を当該市町村に補助する。

区分	対象者の被害率	負担割合			対象事業
		県	市町村	農業者	
樹草勢回復用肥料購入費補助	農作物：30%～ 果樹：30%～	1/3 (2/5)	1/3 (2/5)	1/3 (1/5)	樹草勢回復用の肥料の購入費用 ※左記()内は被害率70%以上の場合
病虫害防除用薬剤購入費補助	農作物：30%～ 果樹：30%～	1/2	1/2	—	病虫害の共同防除用の薬剤の購入費用
代作用種苗肥料購入費補助	農作物：70%～	2/5	2/5	1/5	代作用の種苗、肥料の購入費用
種苗購入費補助	農作物：70%～	1/2	1/2	—	再生産用の種子、苗等の購入費用

（２）融資事業

被害を受けた農業者等に資金を融資する金融機関に対し、市町村が利子補給を行い、県は市町村に補助する。

区分	対象者	資金使途	貸付限度額	貸付利率	償還期限
経営資金	被害農業者等	種苗、肥飼料、農薬等の購入、その他農業経営に必要な資金	一般：200 万円または損失額の 45% のいずれか低い方 果樹：500 万円または損失額の 55% のいずれか低い方	無利子化	3～6 年
施設復旧資金	被害農業者	農舎、堆肥舎、温室等の復旧	個人 200 万円 共同利用施設 2,000 万円	〃	12 年 (共同利用施設は15年)
事業資金	被害組合	事業運営資金	農協 2,500 万円 連合会 5,000 万円	〃	3 年

＜県及び市町村の利子補給負担割合＞

経営資金：県 2/3、市町村 1/3 施設復旧資金：県 1/2、市町村 1/2 事業資金：県 10/10

【参考】被害農業地域の主な要件

- (1) 旧市町村^(※1)の全部若しくは一部の区域内において、総農業者中に含まれる被害農業者^(※2)の数が10%以上であるとき
 - ※1 旧市町村：昭和28年9月30日現在の市町村
 - ※2 農作物の平均収穫量に対する減収量30%以上 かつ 損失額が平年の収入額の10%以上 などの一定の要件あり

- (2) 旧市町村の全部若しくは一部の区域で、その区域内の被害農業者中に含まれる特別被害農業者^(※3)の数が10%以上であるとき ほか
 - ※3 農作物の平均収穫量に対する減収量30%以上 かつ 損失額が平年の収入額の50%以上 などの一定の要件あり